

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の充実

(1) 町役場内における各部署の連携強化

関係部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「葉山町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においても、定期的に各施策・事業の進捗状況を把握します。

なお、計画の点検・評価の際は、数値上の評価にとどまらず、事業者や利用者の声をふまえた上で、常に新しい課題の抽出に取り組んでいきます。

3 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。